

【至急・重要】

2福薬発第24号
令和2年4月7日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会 長 原 口 亨
(新型コロナウイルス感染症対策本部長)

緊急事態宣言における当会の対応について

本日4月7日緊急事態宣言の発令の後、当県においても8日午前0時より効力が発生となります。当会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法 第2条第6号に基づく「指定地方公共機関」であり、発生時には特措法に定めるところにより、その業務について責務を有することとされております。

今後、感染の拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するため、並びに県民・薬剤師・薬局の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、県、指定地方公共機関、日本薬剤師会・地区薬剤師会等と相互に連携を図りながら、県薬における適切な業務の機能を維持してまいります。また、業務の執行体制を確保するため、役員及び職員の職場における感染防止を徹底する予定です。

つきましては、貴会におかれましても、役員及び職員の感染のリスク等にしっかりと対応しつつ、地域住民の生命及び健康の保護と会員の薬剤師・薬局の支援にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

【至急・重要】

2 福薬発第 2 4 号

令和 2 年 4 月 7 日

会 員 各 位

公益社団法人福岡県薬剤師会

会 長 原 口 亨

(新型コロナウイルス感染症対策本部長)

緊急事態宣言に伴う薬局の業務について

本日 4 月 7 日緊急事態宣言の発令の後、当県においても 8 日午前 0 時より効力が発生となります。

我々、薬剤師は、薬剤師法の定めにより国から付託される資格であり、高い職能に支えられた医薬品の供給等を通じて、人間としての尊厳の維持と健康で幸福な生活の享受を希求する人々の願いの実現に貢献することを使命としています。

今後は、薬局業務従事者の感染リスク等に対処しつつ、感染の拡大を可能な限り抑制し、地域住民の生命及び健康を保護するため、医薬品の供給をつかさどる薬局の機能を維持していく必要があります。

つきましては、以下の項目等に配慮しつつ業務を行なっていただき、地域住民の生命及び健康の保護にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 施設内（待合室等）の来局者の人員について
- 施設内（待合室等）の環境について
- 対面对応時における対策について
- 対面对応後の対策について

(対策例)

- ✓ 待合室内を 1.5m(例)の間隔が確保できる人数に制限する
- ✓ 積極的な換気の実施（窓を開ける）
- ✓ 来局者の手指消毒の実施
- ✓ マスク・メガネ（一般のメガネ・ゴーグル）の着用
- ✓ 患者宅・車等へのお届け
- ✓ 来局者対応ごとの手指の消毒（石鹸またはアルコール）
- ✓ 対面对応後のカウンター等の消毒

以上